

第3期東海市障害福祉計画

【平成24年度～26年度】

平成24年3月

東 海 市

目次

第1 東海市障害福祉計画の策定にあたって

第1-1 障害計画の概要	1
第1-2 計画の目的	1
第1-3 障害者自立支援法のサービス体系	2
第1-4 計画期間	3
第1-5 計画の策定体制、推進体制	3

第2 第3期障害福祉計画策定の基本的考え方

第2-1 障害福祉サービスの提供体制について	3
第2-2 相談支援の提供体制について	4

第3 平成23年度の目標値の設定

第3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
第3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	5
第3-3 福祉施設から一般就労への移行	5
第3-4 就労移行支援事業の移行者数	6
第3-5 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	6
第3-6 障害福祉サービスの種類ごとにおける目標値	7
(1) 訪問系サービス	7
(2) 日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、療養介護)	8
(3) 居住系サービス	11
(4) 相談支援	12
第3-7 地域生活支援事業に関する事項	
(1) 相談支援事業	13
(2) コミュニケーション支援事業	15
(3) 日常生活用具給付事業	15
(4) 移動支援事業	15
(5) 地域活動支援事業	15
(6) その他事業	16
地域生活支援事業のサービス見込み量（別記）	17

第1 第3期東海市障害福祉計画の策定にあたって

第1-1 障害福祉計画の概要

障害者の福祉サービスは、平成18年10月から障害者自立支援法（以下「法」という。）が施行され、サービス体系を再編して、身体障害、知的障害、精神障害（以下「3障害」という。）の障害種別に関わらず、障害者が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。

また、市町村においては、3年間で1期とした各年度における障害福祉サービスごとに、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

第1-2 計画の目的

(1) 「障害福祉計画」は、法第88条に基づき、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

第1期及び第2期東海市障害福祉計画は、平成18年度から国の定めた基本指針に基づき、福祉施設が新たなサービスへの移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定するとともに、平成18年度から平成23年度のサービス見込量とその方策を定め、必要なサービスが障害者に提供されるようにサービス量の確保に努めて来ました。

そして、第3期計画では第2期計画までの進捗状況等の分析・評価を行った上で、同行援護や計画相談支援などの新たなサービスを含めて、引き続き取り組むべき課題、新たな課題を整理しつつ、上位計画である「東海市総合計画」及び「障害者計画」との整合を図りながら平成24年度から平成26年度までの各年度ごとの目標を設定し、2期にわたり取り組んできた方策を継承、発展させていきます。

(2) この計画は、東海市の将来像を描いている「第5次東海市総合計画」との整合性を保ちながら策定します。

(3) 「第2次東海市総合福祉計画」の中で策定されている「障害者福祉計画」の基本的な考え方※を踏まえつつ策定します。

※ 第2次東海市総合福祉計画(障害者福祉計画)の基本的な考え方：障害のある人もない人も、すべての人が、いきいきと暮らしつつけられるよう、共に支えあう社会の実現

(4) 国の定める障害福祉計画の基本指針（平成18年6月）に掲げる次の理念に即して

策定します。

ア 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

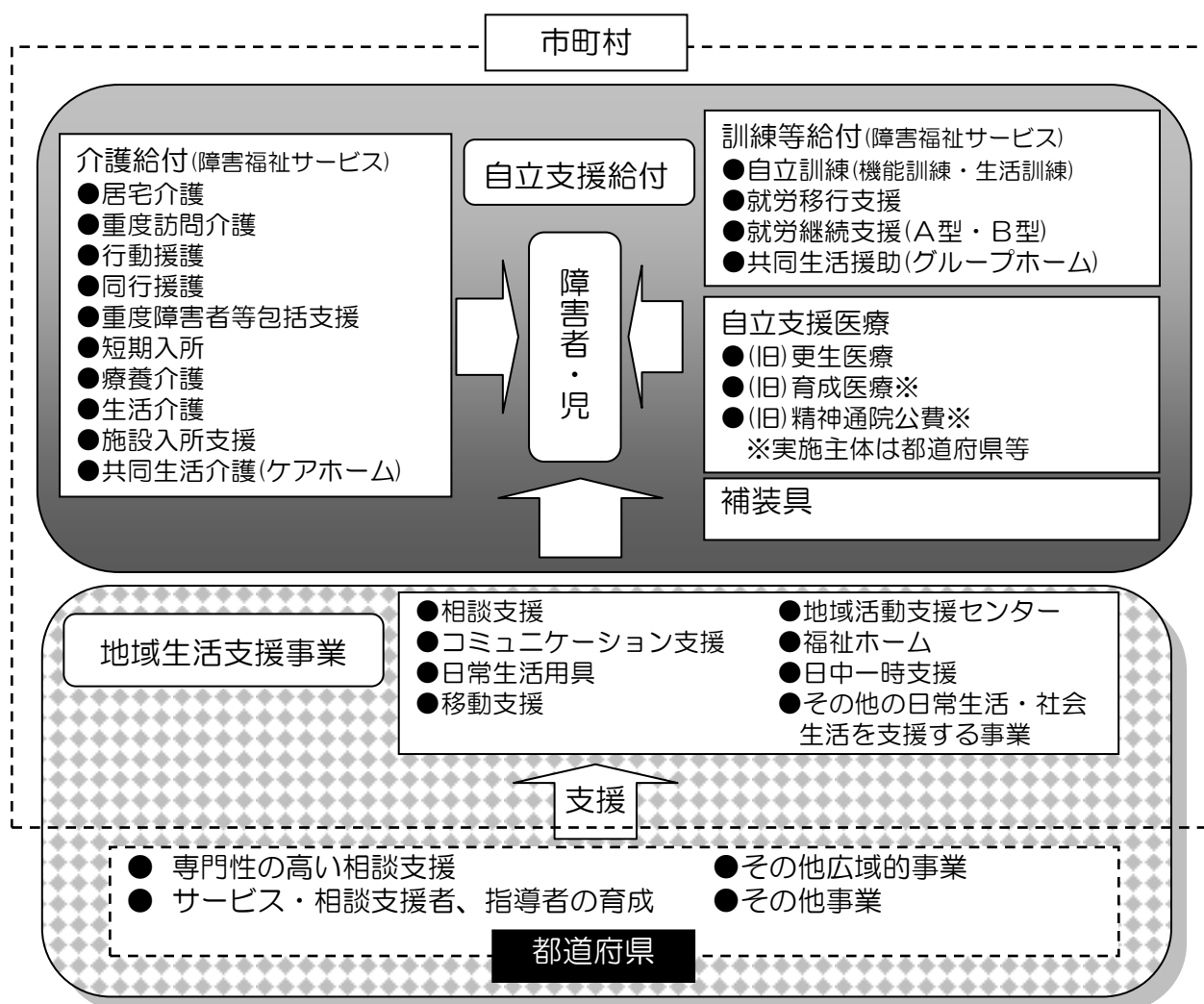
イ 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化

身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた福祉サービス提供制度は、法で一元的な規定となりました。現状では障害福祉サービスの提供体制が立ち遅れている、精神障害者等に対するサービスの充実を図ります。

ウ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者が地域で生活できる仕組みを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり等、ケアマネジメントの考えに基づいた、地域の社会資源の有機的な活用を図る仕組みづくりを進めます。

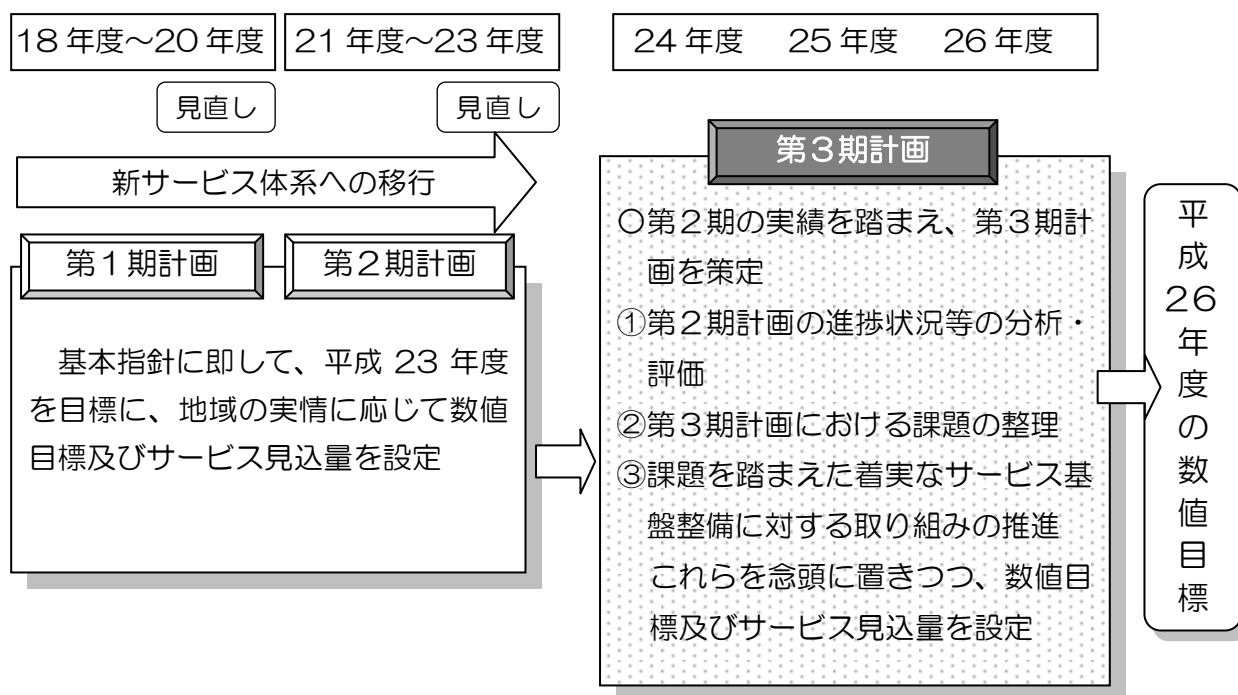
第1-3 障害者自立支援法のサービス体系



第1-4 計画期間

本計画は、「第2期障害福祉計画」を基本的に踏襲しながら、サービス利用の実績を踏まえ「第3期障害福祉計画」として、平成24年度から平成26年度の3か年を計画期間とします。

ただし、国は、平成25年8月までに「障害者自立支援法」を廃止して、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を目指しており、法制度の動向により、計画期間中に本計画を見直す可能性があります。



第1-5 計画の策定体制、推進体制

計画策定は、自立支援協議会において各年度計画の達成状況を点検、評価します。

また、作成した計画については、市のホームページで公表することとし、計画変更の必要が生じた場合についても、策定と同様の手続きとします。

※ 障害者自立支援法第89条の2に規定する協議会で、日常的に障害者等の支援に係わる各機関で構成される市町村設置組織。

第2 第3期計画策定の基本的考え方

第2-1 障害福祉サービスの提供体制について

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスの充実

訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障

害者等包括支援の充実を図ります。

(2) 障害者が希望する日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスである生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所及び地域活動支援事業で提供されるサービスの確保を図ります。

(3) グループホーム等の整備を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）を整備する仕組みの構築を図り、ケアマネジメントの構築により、入所等（福祉施設での入所又は病院での社会的入院をいう。）から地域生活への移行を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を進めます。

第2-2 相談支援の提供体制について

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保及び日常生活自立支援事業や成年後見人制度の活用と共に、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が不可欠であるため、身体障害、知的障害及び精神障害に一元的に対応する相談支援体制の充実を図ります。ケアマネジメントの考え方に基づいた中立・公平な立場で適切な相談支援を行い、現場の障害者支援から必要とされる課題解決のために、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会の運営を併せて行います。

第3 平成26年度の目標値の設定

第3期計画では、平成24年度から平成26年度の年度末までの目標を設定します。この目標の設定については、国の定める「第3期障害福祉計画について（基本指針）」を踏まえ、東海市の実情に応じて行います。

第3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の「基本指針」は、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上を地域へ移行すること、また1割以上を削減することを目標としています。

本市における平成17年10月1日時点の施設入所者数は53人、第2期計画中であ

る平成23年4月1日の施設入所者数は43人で、10人の移行実績となっています。

第3期計画では、平成26年度末の施設入所者数を42人とし、削減見込を11人、20.8%の削減を目標値といたしました。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の施設入所者数 (A)	53人	平成17年10月1日の施設入所者数。
平成26年度末の施設入所者数 (B)	42人	平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】削減見込 (A-B)	11人 (20.8%)	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	18人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数

第3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の数値目標については、改正前の基本指針では市町村計画で定める事項となっておりましたが、改正後の基本指針では、都道府県において設定することとなり、市では数値目標は設定いたしません。

しかし、国の基本指針では、(1)1年未満入院者の平均退院率として、平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査比で7%分増加させる。(2)5年以上かつ65歳以上の退院者として、平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況よりも20%以上増加させることとしております。

愛知県の目標数値（入院中の精神障害者の地域生活への移行）は次のとおりです。

目標値	1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率 (国の平成26年度の目標値と同一)	76%
-----	---	-----

第3-3 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、平成26年度において福祉施設から一般就労に移行する人数については、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍とするのが望ましいとしています。

愛知県の基本的考え方でも、4倍以上を目標値と設定することとしています。

第1期及び第2期障害福祉計画の計画期間における福祉施設から一般就労への移行状況は、下表のとおりとなっており、第3期計画においても、第2期計画を継承し、8人の一般就労への移行を目標値として取り組みます。

(参考：年間一般就労者数) ※倍率は平成17年度一般就労移行者数2人に対する数値

年度	数値
17	2人（基準）
18	1人（0.5倍）
19	2人（1.0倍）
20	2人（1.0倍）
21	1人（0.5倍）
22	4人（2.0倍）

なお、一般就労への移行支援の強化策として、自立支援協議会の専門部会である就労部会において、企業側に障害者に対する一層の理解を進めていただくための職場見学や職場実習のシステムづくり、ハローワークや知多地域障がい者就業・生活支援センター「ワーク」、商工会議所等とのネットワークの構築による効率的な就労支援を検討してまいります。

項目	数値	考え方
平成17年度の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	8人 (4.0倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

第3-4 就労移行支援事業の移行者数

福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	356人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	57人 (16.0%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

第3-5 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
----	----	-----

平成26年度末の 就労継続支援（A型）事業の 利用者（A）	23人	平成26年度末において就労継続支援 （A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（B型）事業の 利用者	150人	平成26年度末において就労継続支援 （B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（A型+B型） 事業の利用者（B）	173人	平成26年度末において就労継続支援 （A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】平成26年度の 就労継続支援（A型）事業の 利用者の割合（A）/（B）	13.0%	平成26年度末において就労継続支援 事業を利用する人のうち、就労継続支 援（A型）事業を利用する人の割合

就労継続支援（A型）事業は、障害のある人の就労を支えるサービスという位置づけ
ではありますが、事業運営が難しいこと等から、知多圏域においても事業所は少ない状況
にあります。しかし、本市には市内の社会福祉法人が平成20年度から就労継続支援
（A型）事業を行っており、今後も同法人と緊密に連携し、計画的に事業所の整備を図
っていきます。

第3-6 障害福祉サービスの種類ごとにおける見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護
「重度障害者等包括支援」の5つのサービスを総称したもので、第3期計画ではサー
ビスごとに利用実人員と月間利用時間で見込みます。

【基本的な考え方】

居宅介護は、平成22年度3月利用の実人員が123人、延べ利用時間が1,591
時間に対し、平成23年度11月までの平均実人員は122人、延べ利用時間は1,5
38時間でした。

重度訪問介護は、平成22年度中及び平成23年度11月までも共に利用者がありま
せませんでした。

行動援護は、平成22年度3月利用の実人員が3人、延べ利用時間が17時間に対し、
平成23年度11月までの平均実人員は3人、延べ利用時間は15時間でした。

新たなサービスである同行援護は、平成23年10月1日からサービス提供された重
度の視覚障害者に移動の援助サービスで、これまでの居宅介護事業者がすべて同行援護
のサービス提供事業者に移行したわけではないため、適時、事業者へ働きかけて、サー
ビス提供事業者の確保に努めることとします。

これらの実績とサービス供給体制の充実を見込んで、各サービスを合わせた実人員及び利用時間は次のとおり見込みます。

(単位:人分/月、時間/月)

サービス名	22年度	24年度		25年度		26年度	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,437	124	1,610	126	1,655	128	1,692

今後の取り組みについては、障害者が必要とするサービスを利用できるように、実施事業者との情報共有・新規参入を促進し、障害者の適切なケアマネジメントを行う相談支援事業の充実に努めます。

なお、各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 居宅介護 居宅での、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

イ 重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅での、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

ウ 同行援護 視覚障害により移動に著しく困難な方が外出するときに同行して、移動に必要な情報を提供したり、移動の援護や排せつ及び食事などの外出に必要な援助を行うサービスです。

エ 行動援護 知的・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

オ 重度障害者等包括支援 常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、新体系サービスに移行した通所・入所施設の昼のサービスである、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）短期入所、療養介護について見込みます。

【基本的な考え方】

生活介護については、平成22年度3月利用の実人員が93人、延べ利用日数が1,

759日で、平成23年度11月までの平均実人員は103人、延べ利用日数は1,917日であることに、市内福祉施設の利用見込みを考慮して、平成26年度における月あたり実人員を121人、延べ利用日数を2,662日と見込みます。

機能訓練については、平成22年度3月利用の実人員が1人、延べ利用日数が6日で、平成23年度11月までの平均実人員は1人、延べ利用日数は19日であることを考慮して、平成26年度における月あたり実人員を4人、延べ日数を88日と見込みます。

生活訓練については、平成22年度中及び平成23年度11月までも共に利用者がありませんでしたが、生活訓練を行う福祉施設の増を見込んで、平成26年度における月あたり実人員を1人、延べ日数を22日と見込みます。

就労移行支援については、平成22年度3月利用の実人員が30人、延べ日数が535日でした。平成23年度11月までの平均実人員は26人、延べ日数は497日であることに、各年度ごとの養護学校高等部の卒業者の利用を考慮して平成26年度における月あたり実人員を57人、延べ利用日数を1,254日と見込みます。

就労継続支援（A型）については、平成22年度3月利用の実人員が11人、延べ日数が218日、平成23年度11月までの平均実人員は12人、延べ日数は237日であることに、市内福祉施設の利用見込みを考慮して、平成26年度に月あたり実人数23人に標準月22日利用を乗じて延べ日数506日の月間利用量を見込みます。

就労継続支援（B型）については、平成22年度3月利用の実人員が120人、延べ日数が2,390日で、平成23年度11月までの平均実人員は130人、延べ日数は2,382日であることに、市内福祉施設の利用見込みを考慮して、平成26年度に月あたり実人数150人に標準月22日利用を乗じて延べ日数3,300日の月間利用量を見込みます。

短期入所については、平成22年度3月利用の実人員は25人、延べ日数は132日であり、平成23年11月までの平均利用人員は60人、延べ日数は220日であることに、市内の社会福祉法人が平成23年度から短期入所事業を開始したことから、平成23年度実績については利用増となることなどを考慮して、平成26年度に月あたり実人数を82人、延べ日数を220日と見込みます。

今後の取り組みについては、短期入所の利用は、家族と別に寝食することでの精神的自立の芽生えとしての効果も見られることから、障害者と家族が利用しやすい社会資源の確保に努めます。入所施設などの障害者支援施設や相談支援事業者と情報や課題を共

有し、障害者の自立した地域生活に資するものとして、継続的なケアマネジメントの中で利用できる仕組みづくりに努めます。

療養介護については、児童福祉法の一部改正に伴い、平成24年4月1日から18歳以上の障害児施設入所者が障害者自立支援法のサービスで対応することとなりました。

現在、重症心身障害児施設の利用者は8人となっており、今後療養介護へ移行することが想定されるため、療養介護を行う予定の青い鳥医療センターなどと連携をとって対応してまいります。

(単位:人分/月、人日分/月)

サービス名	22年度		24年度		25年度		26年度	
	実 人員	延べ 日数	実 人数	延べ 日数	実 人数	延べ 日数	実 人数	延べ 日数
生活介護	93	1,616	114	2,508	118	2,596	121	2,662
自立訓練（機能訓練）	1	1	2	44	3	66	4	88
自立訓練（生活訓練）	0	0	1	22	1	22	1	22
就労移行支援	71	617	43	946	50	1,100	57	1,254
就労継続支援（A型）	13	223	13	286	18	396	23	506
就労継続支援（B型）	127	1,997	138	3,036	141	3,102	150	3,300
短期入所	33	104	68	197	76	213	82	220
療養介護	—	—	8	248	8	248	9	279

なお、各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 生活介護 常に介護を必要とする障害者に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

イ 自立訓練（機能訓練） 身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

ウ 自立訓練（生活訓練） 知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

エ 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

オ 就労継続支援（A型） 一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供す

るとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

カ 就労継続支援（Ｂ型） 一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。

キ 短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

ク 療養介護 医療と常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）と施設入所支援があります。

共同生活援助は、知的障害者及び精神障害者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行うサービスです。グループホームと呼ばれています。

共同生活介護は、知的障害者及び精神障害者に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。ケアホームと呼ばれています。

平成２３年度には市内の社会福祉法人がグループホーム・ケアホームを開設し、利用人員が増加しました。グループホーム・ケアホームは、知的障害者の地域生活を進めるための、中核的なサービスであり、今後も市内での基盤整備を行います。

精神障害者については、居住の場として利用できるグループホームが市内及び近隣にはありません。

施設入所支援については、利用見込量を削減する目標設定であり、第３-１ 福祉施設の入所者の地域生活への移行と合わせて、平成２６年度利用者を４７人と見込みます。

【基本的な考え方】

共同生活介護・援助の平成２２年度３月利用の実人員は２８人、平成２３年度１１月現在では３４人となっています。

平成26年度までに新たな基盤整備を見込み設定しました。

(単位:人分/月)

サービス名	22年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	31	37	44	47
施設入所支援	47	44	43	42

今後の取り組みについては、障害者が安心して地域で生活する基盤であると同時に、市民が障害者と共に生きることを実現するにあたり、グループホーム・ケアホームが大きな役割を果たすことから、普遍性のあるサービス提供のあり方の構築に向けて、障害者を支援する事業者や相談支援事業者等と自立支援協議会で検討します。

また、安心してグループホーム・ケアホームに移行できるようにするため、事前にこれを体験できる施策を検討します。

(4) 相談支援

「相談支援」は、障害者自立支援法の改正により、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を拡大し、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」に変更されました。

【基本的な考え方】

今後3年間で利用者のすべての人が対象となるように見込みます。

計画相談支援の利用者数は、平成26年度までの3年間で、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児が対象となるように見込みます。

(単位:人分/月)

サービス名	22年度	24年度	25年度	26年度
計 画 相 談	1	132	267	411
地 域 移 行 支 援	—	5	7	13
地 域 定 着 支 援	—	5	6	8

また、自立支援協議会において相談支援事業の評価を行うこととします。

ア 計画相談 支給決定を受けた利用者で、複数のサービスを組み合わせて利用することが必要な障害者に対して、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービス。

イ 地域移行支援 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院し

ている精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、同行支援・入居支援等を行うサービス。

ウ 地域定着支援 居宅において単身者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に応じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応を行うサービス。

第3-7 地域生活支援事業に関する事項

(1) 相談支援事業

ア 身体障害、知的障害、精神障害の3障害に係る相談支援を一元的に行います。精神保健福祉士、社会福祉士、国のケアマネジメント研修終了者といった専門的職員を配置して行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町の協定事業として社会福祉法人に委託し、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害者に寄り添う継続性・専門性のある支援をします。障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）と相談支援機能強化事業も一体的に行います。

また、後述する障害者の居場所・生活力を引き出す事業である「地域活動支援センター」事業を併せて行い、障害者の支援を相乗効果のあるものとします。

イ 自立支援協議会は、障害者の生活を支えるため、障害者自立支援システムの構築に関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの供給体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として設置しています。

障害者自立支援法の一部改正により、自立支援協議会が法定化され、市町村は障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

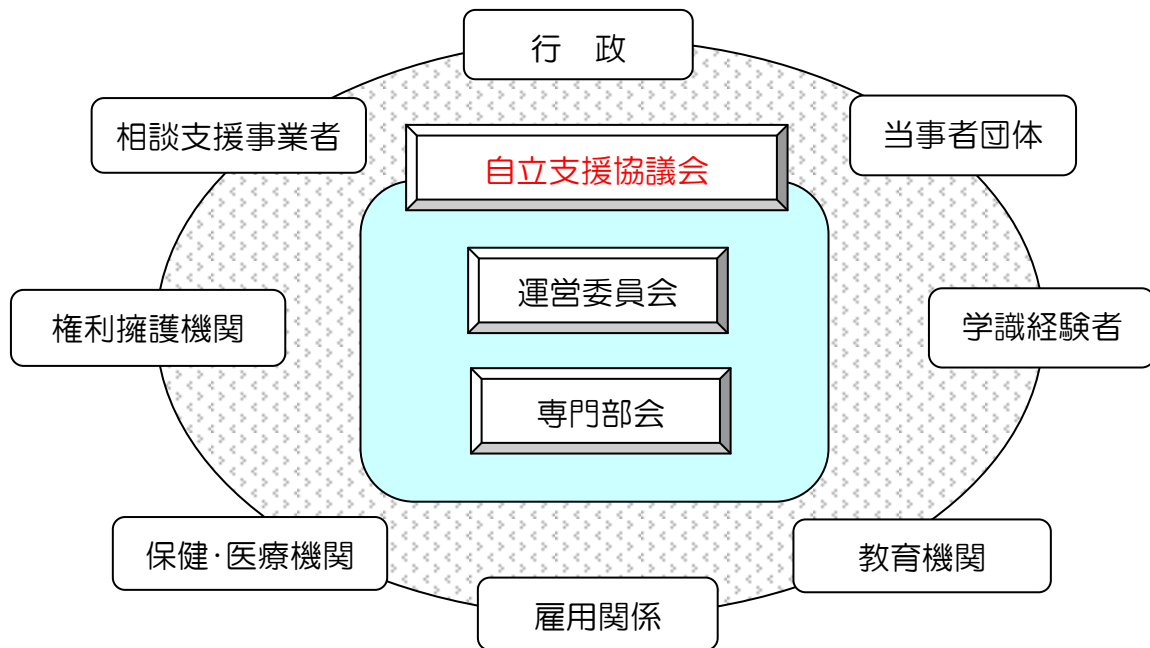
協議会では

- ・相談支援事業の運営
- ・障害者の自立支援の推進
- ・困難事例への対応のあり方
- ・地域の関係機関によるネットワークの構築
- ・障害福祉計画に関することを協議します。

現在、協議会には相談体制部会、こども部会、地域生活部会、就労部会、権利擁護部会の5つの専門部会と運営委員会を設置しています。専門部会は課題別に具体

的な方策等の検討を行い、必要に応じて市町に分かれての作業部会を行います。

また、第3期障害福祉計画の進捗状況の検討や障害者総合福祉法（仮称）が制定された場合には、障害福祉計画の見直しをする必要があり、関係市町別に協議を行う部会等の設置を検討します。関係市町の職員及び相談支援事業受託者と職員で構成する運営委員会では、協議会の庶務及び専門部会の設置等協議会の運営について協議します。



ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じた障害者等の地域生活の支援を検討します。

エ 成年後見制度支援事業

本事業は、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月1日から地域生活支援事業の必須事業となります。障害者の権利擁護を図るため、本市では平成20年度から5市5町共同で、成年後見に関する相談窓口を開設し、NPO法人知多地域成年後見センターに事業を委託して成年後見制度の利用促進のための活動を展開しています。具体的な活動内容として、制度に関する相談・手続きのほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会などを行っています。

また、障害福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障

害者又は精神障害者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費を助成します。

オ 虐待防止に対する取組み

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を踏まえ、市社会福祉課に通報の専用回線を備えた障害者虐待防止センターを設置するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関が障害のある人に対する虐待の未然防止及び早期発見や虐待が発生した場合の迅速かつ適切に対応できるよう東海市障害者虐待対応連絡協議会を設置します。

また、住民等から虐待に関する通報があった場合に、虐待対応協力者と連携、協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備します。

(2) コミュニケーション支援事業

ア 聴覚、言語障害、音声機能障害の方のための手話通訳者派遣事業を行います。聴覚障害者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを委託して行います。

イ 手話通訳者設置事業を行います。市社会福祉課に設置し、月曜日、水曜日、金曜日の午前10時から12時までの2時間、聴覚障害者の相談や手続きの支援を行います。

ウ 要約筆記派遣事業については、ボランティア団体等を活用して実施します。

(3) 日常生活用具給付事業

重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、6区分42種目の用具を給付します。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(5) 地域活動支援事業

ア 地域活動支援センター事業を行います。コミュニケーション能力や生活力を引き出すサービスを提供することで社会復帰を支援します。フリースペース事業による居場所づくり、生活場面面接による障害者の課題の汲み取り、プログラム提供による生活力引き出し支援、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業等を

行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町の協定事業で、社会福祉法人に委託し、継続性・専門性のある障害者に寄り添う支援をします。

イ 地域デイサービス事業を行います。障害者の日中活動の場として、創作的活動及び自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、機能訓練、生活訓練の機会を提供し、障害者の生活支援を行います。

(6) その他事業

ア 日中一時支援A型（障害者）事業を行います。従前の宿泊を伴わない短期入所事業に代わる事業で、障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

イ 日中一時支援B型（障害児）事業を行います。小学生、中学生及び高校生に当たる年齢の障害児を対象にした事業で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児に日中における活動の場を確保し、安心のある地域生活を提供することを目的とします。

ウ 日常生活支援事業を行います。介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、生活支援や家事援助で必要な支援を行います。

エ 発達障害に関する理解啓発を行います。発達障害を持つ小学生を対象とした水泳教室を開催します。

また、自立支援協議会において、支援図として「東海市子育て支援マップ」を作成し、関係機関の窓口又は転入時や健診時に配布し、支援が途切れない体制を整備します。

※ 各事業の見込量は別記のとおりです。

※ 各事業の見込量確保にあたっては、自立支援協議会を運営して行く中で、事業者等と協議をしてサービス提供体制を整えるとともに事業の周知や情報提供に努めます。

地域生活支援事業のサービス見込み量

別記

(見込者数/月)

事業名	平成22年度実績		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1)相談支援事業								
相談支援事業								
障害者相談支援事業	2(1)	/	2(1)	/	2(1)	/	2(1)	/
自立支援協議会	実施		実施		実施		実施	
市町村相談支援機能強化事業	実施		実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業	未実施		未実施		未実施		実施	
成年後見制度利用支援事業	実施	26	実施	30	実施	32	実施	35
(2)コミュニケーション支援事業								
※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記派遣事業」の実利用見込み者数を記載								
	1	7	1	7	1	7	1	7
(3)日常生活用具給付等事業 (年間給付等見込み件数)								
介護・訓練支援用具	14		10		10		10	
自立生活支援用具	23		25		25		25	
在宅療養等支援用具	19		25		25		25	
情報・意思疎通支援用具	13		17		17		17	
排泄管理支援用具	1,615		1,650		1,650		1,650	
住宅改修費	7		5		5		5	
(4)移動支援事業								
(下段延べ見込時間数)	18(4)	127	23(5)	140	23(5)	140	23(5)	145
		12,272		13,500		13,500		14,000
(5)地域活動支援センター								
機能強化事業 (地域活動支援センター)	2(1)	48	2(1)	50	2(1)	50	2(1)	50
基礎的事業 (地域デイサービス事業)	8(1)	15	12(1)	20	12(1)	20	12(1)	20
(6)その他の事業								
日中一時支援A型事業 (障害者)	6(0)	12	6(0)	15	6(0)	15	6(0)	15
日中一時支援B型事業 (障害児)	12(3)	35	13(3)	40	13(3)	40	13(3)	45
日常生活支援事業 (生活サポート事業)	5(4)	0	6(4)	1	6(4)	1	6(4)	1

(注) 表中の () 内の数字は市内の実施見込箇所数 (うち数)

「第3期東海市障害福祉計画」
東海市市民福祉部社会福祉課
〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地
電話番号 052-603-2211 又は0562-33-1111
fax 番号 052-603-4000
Eメール fukushi@city.tokai.lg.jp